

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>ゴミが多く汚いので山白川を掃除するよう意見したが、未だ対応されていない。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>ご意見をいただいた翌日の平成 26 年 11 月 11 日と平成 27 年 3 月 24 日の各日に、ゴミ等の回収を行いました。3 月 24 日は山白川の工事により水位が高く、投棄自転車の確認ができなかったため、4 月 1 日に再度現地確認したところ、投棄自転車を発見したことから回収を行ったところです。</p> <p>当該区間はこれまでも月に 1、2 回の頻度で巡視を行い、ゴミ等があった場合はその都度回収を行っていますが、回収しても上流からゴミが流れ着いたり、不法投棄が後を絶たないのが実態です。</p> <p>引き続き河川巡視を実施し、今後は、関係機関と連携し、不法投棄防止対策も検討します。</p>
<p>プレミアム宿泊券「とっとりで待っとるけん」を購入するため 9 時にコンビニエンスストアに並んだが、購入できなかった。（2 意見）</p> <p>周りにいる人誰一人もプレミアム宿泊券「とっとりで待っとるけん」を購入できなかった。</p> <p>プレミアム宿泊券「とっとりで待っとるけん」を購入できなかったのは、購入限度額をもうけなかったことに原因があるのでは。</p> <p>プレミアム宿泊券「とっとりで待っとるけん」を再度販売する予定はないか。（3 意見）</p> <p>プレミアム宿泊券「とっとりで待っとるけん」を希望する人がたくさんいるので、今後の対応を検討してほしい。</p> <p>プレミアム宿泊券「とっとりで待っとるけん」を誰がどのくらい購入したか調査すべき。（2 意見）</p> <p>プレミアム宿泊券「とっとりで待っとるけん」の販売について、県民が納得できる仕組みを考えてほしい。</p>	<p>観光戦略課</p>	<p>販売方法をコンビニエンスストア販売方式から大手宿泊予約サイトからの割引クーポン取得方式に変更した上で、平成 27 年 11 月から発行を開始し、平成 28 年 2 月末まで利用期間を設定して実施します。</p>
<p>鳥取市にある風紋広場前の県道歩道に鉄板が敷いてあるが、次に係る指導内容及び申請内容について確認したい。</p> <p>(1) 占用許可は出ているのか。</p> <p>(2) 鉄板の滑り止めについて、どのような指導をしているのか。</p> <p>(3) 鉄板の段差の擦り付け（段差解消）方法について、どのように指導しているのか。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>ご意見をいただき、平成 27 年 4 月 10 日に現地を確認しました。</p> <p>当該占用者には、同年 3 月 31 日付けで、鉄板の敷設の占用許可をしているところです。滑り止めについては占用許可の条件としていっていませんでしたが、対策を施すよう占用者に申し入れしたところ、翌日に滑り止めマットが設置されました。</p> <p>なお、段差擦り付けについては占用許可の条件としていましたが、天候不順により施工されていなかったため指導し、同じく翌日にプラスチックの段差緩衝材が設置されました。</p> <p>今後は滑り止めに関しても占用許可の条件に加える事とします。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
コンビニエンスストアのサイクルポート整備店舗のなかで、バイクラックなどを設置していない店舗があるが、県は現状を把握しているか。	西部総合事務所	整備店舗を調査した結果、その取組状況はまちまちでした。 今後は、コンビニエンスストア各社及び各店舗と協力して、利便性の向上を図ります。（担当：地域振興局）
平成 28 年度のインターハイに向けて、県立武道館の施設・設備を改修してほしい。 (1) 弓道場の矢取道への出入口に下足箱及びすのこを設置してほしい。 (2) 弓道場の矢取道に屋根を設置してほしい。	スポーツ課	県立武道館の管理を委託している公益財団法人鳥取県体育協会と協議した結果、弓道場の矢取道への出入口の屋内側に下足箱を設置することとしました。 なお、すのこについては、扉の開閉時に接触し出入りに支障を来すため、設置しないこととしました。 また、矢取道の上屋については、ご提案を踏まえ、利用者が快適に施設を利用できるよう設置を検討したいと考えています。
以前、県道 21 号線の歩道に資材置場と思われる場所から泥水が流れ出て滑りやすくなっている事について意見したが、状況が改善されない。	鳥取県土整備事務所	資材置場の使用者に対して、至急、泥水が歩道に出ないように出入口を改善し、歩道の清掃を行うよう指導をしたところ、アスファルト舗装による嵩上げと集水桝の設置が行われました。 引き続き、注意を払います。
県道拡幅工事により道路反射鏡が撤去されたが、再設置を検討願いたい。	中部総合事務所	県道上井北条線を通行する歩行者、自転車等の安全確保上有効であるため、平成 27 年度に設置する予定です。 （担当：県土整備局）
主要地方道鳥取鹿野倉吉線が工事により通勤時に渋滞しているため、改善をお願いしたい。また、工事期間の表示がされていない。	鳥取県土整備事務所	この度の工事は、現地の道路舗装が大型ダンプの通行量の増大により急激に傷んだことで交通事故のおそれが生じ、また、ゴールデンウィークを控えていることも考慮し、早急に舗装の補修に取りかかったものです。 しかしながら、事前の通行規制のご案内や、通勤ラッシュの時間帯の通行規制を避けた工事のやり方を工夫するなど、通行されるの皆さんへの配慮が不十分であったことは事実です。 今回の件を踏まえ、他の緊急工事においても、工事業者との打ち合わせを十分に行い、通行される皆さんのご負担やご不便を軽減できるような進め方で工事を行いたいと考えています。
道路植栽管理業務の受託業者が、県外警備業者を使っており、地元業者を使わなければならないというルールに反しています。	鳥取県土整備事務所	ご意見を受け確認したところ、県外警備業者を使っていたため改善の指導を行いました。
とっとり雪みち Navi において、国道 180 号南部町大木屋観測点では、全く積雪がないのに関わらず、未だ積雪深有と表示されています。	道路企画課	お問合せのあったこのことについて確認した結果、積雪センサーが草木等の繁茂を感知していました。 今後、誤解を招くことのないよう、夏場は、「――」（ハイフン）で表示するよう改善し、冬場の表示開始前には適切な表示となっていることを再度確認することとします。 なお、積雪時の積雪深は、除雪した雪の影響を受けないよう、センサーの照射位置を調整しているところです。 今回のご意見を踏まえながら、今後とも「とっとり雪みちナビ」の適切な運用に努めますので、引き続きご利用ください。

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>橋津川一帯にレジャーボートが係留されているが、違法ではないのか。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>河川区域内に無許可で船泊を係留することは、次の法律に違反します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川の土地（水面も含む）に河川管理者の許可なく船泊を係留：河川法第 24 条（土地の占用） ○河川区域内に河川管理者の許可なく棧橋や係留杭などの工作物を設置：河川法第 26 条第 1 項（工作物の新設等） <p>県では、橋津川や東郷池等の不法係留について、湯梨浜町とともに次の方向で対策に取り組んでいるところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東郷湖漁協に所属している漁船は、原則として東郷池内の船溜まりに移動、係留していただく。 ○中部漁協に所属している漁船は、原則として旧橋津川内の船溜まり等に移動、係留していただく。 ○その他の船については、「大栄マリーナ」等への移動、係留を働きかける。 ○廃船については、所有者を調査し、所有者本人に撤去していただく。 ○その後も不法係留を行う船や船溜まりへの移動に応じない船に対しては、個別に撤去指導等を行う。 <p>これまでは東郷池内の船溜まりへの係留も不法状態であったことから、平成 26 年 2 月に町に対して船溜まりの河川占用許可を行い、漁船を適法に係留することができるよう環境を整備しました。</p> <p>町では、これらの船溜まりの管理及び船溜まりに係留を認める漁船について東郷湖漁協と協議を行い、概ね移動していただいたところです。</p> <p>県においても橋津川、東郷池の係留船の実態調査を行い、プレジャーボート、漁船の登録機関に対して所有者調査を実施するとともに、東郷池及び上流の河川に不法係留を行っている所有者に船溜まりへ移動するよう指導しています。</p> <p>また、このような取組と併せて、不法係留禁止看板の増設、町報等での広報、県及び町の職員合同での沈船引揚げや所有者に対する沈船や廃船の撤去指導を行っています。</p> <p>今後も引き続き関係団体とも連携して、橋津川の不法係留船の移動等に取り組んでいきたいと考えます。</p> <p>不法係留船については、係留場所の確保や係留費用などがネックとなって全国的にも課題となっているところであり、短期間で完全に解消することは難しい問題ですが、町等とも連携して、粘り強く対策を実施していきたいと考えます。</p> <p>（担当：県土整備局）</p>
<p>薬剤師養成対策としての修学資金及び奨学金返還免除等の施策の有無について教えてほしい。</p>	<p>医療指導課</p>	<p>平成 27 年 9 月に「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」（所管：商工労働部就業支援課）が創設され、薬剤師もその対象業種となりました。</p> <p>当該制度は、奨学金の返還助成という形ではありますが、薬剤師の県内就業へのインセンティブ（動機付け）となることが期待されます。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>環境保全のため自転車の利用が促進されるよう、エコポイント制度などを作ってはどうか。</p>	<p>環境立県推進課</p>	<p>二酸化炭素を排出しない環境にやさしい乗り物である自転車の利用を促進するため、県では、平成 25 年 6 月に「鳥取県バイシクルタウン構想」を策定し、自転車通勤の推進（自転車通勤チャレンジ事業）や自転車好きを増やす自転車イベント（温泉ライダー in 三朝温泉、散歩体験会）など、さまざまな取組を進めています。</p> <p>ご提案をいただいたエコポイント制度についても、消費者と事業者の皆さんにご協力いただきながら省エネ・4R（ごみの発生抑制、ごみの減少、資源の再使用、リサイクル）を推進する「とっとりCO2ダイエット作戦」という取組の一環として実施しています。</p> <p>この取組は、県民の皆さんが日常生活の中で自転車の利用やマイバッグの持参など地球にやさしい環境配慮行動をすることで、協賛店舗から商品の割引やエコポイント付与などのサービスが受けられる制度で、協賛店舗の中には、自転車で来店された方に対して、次のような特別サービスを行っている店舗も 10 店舗程度あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車を使わず徒歩、自転車で来られた方にポイント付与。5 ポイントでカップ 1 個プレゼント ・自転車利用のお客様に、1 ドリンクサービス <p>今後とも、こうした消費者や事業者による環境に配慮した取組等をPRしながら、自転車の利用促進を進めていきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いします。</p>
<p>県の封筒に民間業者の広告を掲載することに異議がある。</p>	<p>財源確保推進課</p>	<p>自動車税納税通知書用封筒の広告に関して、広告内容について県が推奨するかのような誤解を生じさせるおそれがあったこと、不快な思いを与えたことに対してお詫びします。</p> <p>当県では、財源確保を目的として、県資産等を広告媒体とする広告事業を実施しており、自動車税納税通知書用封筒への広告については、平成 20 年度から公募方式で行い、広告料を収入し、県政推進の貴重な財源となっています。</p> <p>封筒は一度に大量発送することなどから広告効果が期待できる媒体であるため、広告掲載を希望する事業主も多く、引き続き実施していきたいと考えています。</p> <p>なお、多くの都道府県（平成 25 年度調査では 39 道府県）においても自動車税納税通知書用封筒に広告を掲載しています。</p> <p>しかし、今回の広告は、広告である旨の記載がなく、県民の皆さんに誤解を与える可能性もあったので、今後は、「これは広告です。広告は広告主の責任において掲載していません。広告内容などを県が推奨するものではありません。」などの記載を徹底し、掲載する広告の内容についても県民の皆さんに誤解を与えることがないよう努めます。</p>
<p>橋津川における不法係留については強制撤去も視野に入れた毅然とした対応が必要です。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>ご提案のあった強制撤去については、県としても最終的に視野に入れているところですが、指導等その他の対策を実施した上で、行政代執行法に基づき実施する必要があるものと考えます。</p> <p>不法係留船については、引き続き湯梨浜町や関係団体とも連携して、粘り強く対策を実施します。（担当：県土整備局）</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>(1) 境跨線橋の歩道に雑草が生えているが、除草しないのか。</p> <p>(2) 境跨線橋入口に「自転車通行可」の外国語の案内看板を設置してはどうか。</p> <p>(3) 境界杭が出ているため危険なので、着色するなど通行者に分かりやすくしてほしい。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>(1) 歩行者の通行に支障ができてきているため、除草します。</p> <p>(2) 現在、当県では、主要な観光ルートの標識の中で外国人旅行者がよく訪れる施設の道路案内標識を外国語表記にする取組を行っているところです。</p> <p>ご指摘いただいた標識は規制標識であり、規制標識全てに親切に解説するのは困難な状況にありますので、ご理解ください。</p> <p>(3) 境界杭については、通行者がつまずくことなども懸念されることから、境界鋸に変更します。</p> <p>(担当：米子県土整備局)</p>
<p>コンビニエンスストアに設置されたバイクラックが店舗のガラスのすぐ脇にあるなど、設置位置に問題のある店舗があるので、指導をお願いしたい。</p>	<p>観光戦略課</p>	<p>ご指摘のあったバイクラックの設置位置について、コンビニエンスストア各社に対し各店舗の点検とともに、設置位置が不適切な店舗については改善いただくよう依頼しました。</p> <p>なお、今後もコンビニエンスストア各社及び各店舗と協力して、利便性向上を図ります。</p>
<p>収容された動物の譲渡が促進されるよう、どのような対策を考えているのか。</p>	<p>くらしの安心推進課</p>	<p>当県では、保護収容された動物について、次のような対策を行っています。</p> <p>○譲渡情報ホームページによる広報や新聞等での周知 譲渡情報を県政だよりや地方新聞に掲載したり、啓発資料を市町村等の関係機関に幅広く配布するなどして、県民の皆さんが目につけやすい形で周知に取り組んでいきます。</p> <p>○迷子札の装着の周知 収容動物の返還については、ご提案いただいたとおり、飼い主の所有明示が重要と考えています。平成 26 年度は、迷い犬猫連絡カードを作成し、動物病院や市町村窓口、狂犬病予防注射会場等において配布したところです。今後もこのカードを活用していきます。また、平成 27 年 11 月に迷子札をつけようポスターの作成し配布しました。</p> <p>○成犬、成猫の譲渡対策 譲受希望者は、若く健康な動物を希望されることが圧倒的に多いことも事実ですが、一頭でも多くの動物が幸せになれるよう、犬猫を飼おうとするときには、ペット店で購入するだけでなく保護施設から譲り受けることも選択肢のひとつとなるよう、啓発していきたいと考えています。</p> <p>○保健所での譲渡会開催 当県保健所の動物収容施設は、譲渡会等が開催できるようなつくりの施設になっていません。このため、県動物愛護センター機能を公益財団法人動物臨床医学研究所人と動物の未来センターアミティエに委託しており、毎月、譲渡会を開催しているところです。</p> <p>○譲受希望者の資格審査 新しい家族として迎えていただく譲受希望者については基準を設けており、この基準を満たしている事を確認後に譲渡を行っています。譲渡後は、飼養状況について報告を行っていただき、必要であれば現地調査を行うこととしています。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>未だ看護職員就業状況報告書の用紙が届きません。あまりにも送付が遅すぎです。</p>	<p>医療政策課</p>	<p>この度は、就業状況報告に係る通知の遅延により、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ありません。</p> <p>早急に対象の方へ、通知文書とともに報告書様式を送付します。</p> <p>なお、報告書は、例年 5 月末日までに提出していただくのですが、この度の通知の遅延により、平成 27 年度は提出期限を 6 月 30 日に変更しました。</p> <p>この事案を踏まえ、今後は、適正な事務を目指し、改善に努めます。</p>
<p>あんしんトリピーメールについて、すぐに場所を特定できるよう、市町村名を記載してほしい。</p>	<p>危機対策・情報課</p>	<p>ご指摘のとおり配信文においては、国道番号と交差点名の記載のみであったため、土地勘のない方には、おおよその場所も分からない配信内容でした。今後は、配信文に市町村名や地名を明記するなど、できる範囲で改善・工夫します。</p> <p>あんしんトリピーメールの配信文につきましては、分かりやすい文面とするよう工夫してまいりましたが、これからも利用者の皆様のニーズに即し、より細やか且つ正確な情報提供に努めますので、引き続きご利用ください。</p>
<p>工事のブルドーザーにより歩道が痛んだため、ブロックの全面取替えと工事方法の変更をお願いしたい。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>ご指摘いただいた内容については、鳥取市水道局発注の工事によるものです。県から鳥取市水道局へ内容伝達をするとともに必要な改善を求めたところ、次の回答を得ました。</p> <p>なお、当該水道工事の完了時は、県が改めて現場状況確認を行うこととしています。</p> <p>【鳥取市水道局からの回答】</p> <p>平成 27 年 6 月現在施工中の「震災対策整備事業の内 大榎町地内ほか配水管布設替工事」について、近隣の皆様には、工事に対するご理解をいただく一方、工事に伴う通行規制や騒音など、何かとご迷惑をおかけしているところですが、ご指摘のあったカラー舗装(歩道)の損傷について現地を確認したところ、歩道内をゴム付きクローラのバックホウが通行していた事実は確認できましたが、ご指摘のブルドーザーの使用実績はなく、また表面の損傷の範囲及び幅など現地の状況から本工事によるものとは断定できませんでした。</p> <p>しかしながら、細心の注意を払いながらも歩道内を通行したため、土砂等で汚れている箇所があるので早急に清掃するとともに、工事完了時において本工事に起因する傷等を発見した場合は補修を行います。</p> <p>また、今後はバックホウの保管場所を変更し、歩道部分を使用しないこととします。</p> <p>地元住民の皆様には何かとご迷惑をおかけしますが、安全第一により良い工事になるよう努めますのでご協力をお願いします。</p>
<p>鳥取中央郵便局前の交差点の歩道の一部に段差が生じているので、早急に修理してほしい。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>県道鳥取福部線東品治町交差点の郵便局側歩道について現地確認したところ、平板ブロック(50センチメートル×50センチメートル)の1枚が浮いていたことから、直ちに段差とガタツキの応急修繕を行い、翌日には隙間の穴埋め固定を行い、修繕を完了しました。</p> <p>今後も、施設の適正な管理と早急な対応に努めます。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>伯耆町地内の「榎水高原」に設置されている「環境美化促進地区の啓発標識」に書かれている設置者の名称が古いので修正してほしい。</p>	<p>循環型社会推進課</p>	<p>「環境美化促進地区の啓発標識」は、「環境美化の促進に関する条例」により「環境美化促進地区」として指定された地区に設置しているもので、現在も有効な標識です。</p> <p>ご指摘のとおり、標識に記載されている「溝口町」は、市町村合併により現在、「伯耆町」となり、「溝口警察署」は管轄の統廃合等で「黒坂警察署」となっていますので、設置者である伯耆町（設置時は溝口町）に連絡したところ、町において早急に対応されました。</p>
<p>有害鳥獣対策については、近隣集落や市町村、猟銃会等とゴルフ場との協議の場において、県担当者による専門的な指導等をいただくよう要望します。</p>	<p>鳥獣対策センター</p>	<p>鳥獣被害対策に係る技術指導のための職員の派遣、鳥獣被害に関するお困りごと等は、お近くの市町村又は県総合事務所（農林事務所）の担当課にお気軽にご相談ください。必要に応じて、現地指導等の対応を行います。</p>
<p>県民体育館において、特定の団体が継続的に使用していることに疑問がある。公平に利用できるようにしてほしい。</p>	<p>緑豊かな自然課</p>	<p>県民体育館は、コカ・コーラウエストスポーツパーク（県立布勢総合運動公園）内の施設の一部として、公園の指定管理者である「鳥取県体育協会」が管理運営を行っており、ご意見をいただいた「インドアテニススクール」は、鳥取県体育協会が主催するスポーツ教室の一つとして実施しているものです。</p> <p>このテニススクールの運営に当たっては、ご指摘のとおりホームページなどの記載において誤解を招くような内容が見受けられましたので、現状を改善するよう主催者である県体育協会に指摘するとともに、体育館の利用全般について、テニス以外の利用にも配慮し、出来るだけ様々な競技や利用の要望に対応できるよう、検討を指示しました。</p> <p>今後も、公園の管理運営に当たっては、公平な利用の確保に努めます。</p>
<p>とりネットでの県民の声の公開日順の表示方法が受付月ごとにグループ化されており、不便だ。</p>	<p>県民課</p>	<p>ご指摘をいただき、早速、公開月ごとにグループ化し、表示するよう改修しました。</p>
<p>県道 291 号線の歩道に店舗が看板などを出しているので撤去させてほしい。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>ご指摘いただいた店舗を訪問し、撤去するよう指導したところ、直ちに撤去していただいたり、撤去するとの回答をいただきました。さらに、ご指摘のあった店舗以外にも看板、のぼり旗等が歩道にはみ出ている店舗があったことから、同様に指導するとともに、町内会長にも協力を要請しました。</p> <p>今後も引き続き定期的にパトロール等することにより現地の状況を確認し、地元商店街振興組合及び町内会の協力も得ながら指導していきます。</p>
<p>資格者不在のまま農薬を取り扱っている事業所があると聞いたので、県は調査すべき。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>農薬の販売に当たっては、毒物及び劇物取締法により店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者の設置が必要な農薬（毒物又は劇物）と、農薬取締法により販売の届出だけの農薬があります。</p> <p>ご指摘のあった農薬の販売実態について確認したところ、全ての事業所において専任の毒物劇物取扱責任者が設置されていました。</p> <p>今後も、引き続き毒物及び劇物取締法に基づく取締りに努めていきたいと考えます（担当：福祉保健局）</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>県道 318 号線八千代橋の白うさぎのレリーフがさびており、印象が悪いので、塗装を塗り替えてはどうか。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>八千代橋は、千代川により東西に分かれている鳥取市街地を繋ぐ重要な橋の 1 つであり、自動車の他、歩行者、自転車等の通行も多く、近くの小学校の通学路にもなっています。</p> <p>その八千代橋の高欄の白うさぎのレリーフは、小学生をはじめとした通行者の皆さんに親しみのある橋となることを願って設置されたものです。</p> <p>ご指摘のとおり、高欄の白うさぎにさびが発生していますので、平成 27 年度、さびが表面に浮き出ない処理を施した上で塗り替えを行います。</p>
<p>鳥取砂丘こどもの国の入場口近くに喫煙所が設置されており、子どもの健康が脅かされた。敷地内禁煙としていただきたい。</p>	<p>子育て応援課</p>	<p>当県では平成 22 年 6 月に鳥取県がん対策推進条例を制定し、その取組の一つとして、分煙や喫煙の制限等による受動喫煙防止対策に取り組み、平成 24 年 1 月にすべての県施設を建物内禁煙としました。</p> <p>これにさきがけ、鳥取砂丘こどもの国では、平成 18 年度に入場ゲート内に設置していた喫煙スペースを全て撤去し、現在の場所一箇所に限定し、設置していました。</p> <p>喫煙スペースを設けることで、園内での喫煙やポイ捨てなどを防止する効果もあると考えていますが、児童の健全な育成を目的とする県有施設として、平成 27 年 9 月に児童への影響が少ない園職員駐車場付近へ移設しました。</p>
<p>とりネットで、障害者体育センターの平成 26 年度事業報告書が閲覧できない。</p>	<p>障がい福祉課</p>	<p>障害者体育センターの平成 26 年度事業報告書 (PDF ファイル添付) については、当課のホームページ更新作業の誤りにより、ご指摘のとおり閲覧できない状態になっていましたので、平成 27 年 7 月 30 日に修正しました。</p> <p>今後、ホームページの更新作業においては、公開すべき情報を適切に公開できるよう、細心の注意を払うこととします。</p>
<p>主要地方道倉吉青谷線の湯梨浜町方地入口にあるカーブミラーは、標識が映り込み見えにくいのでミラーか標識のどちらかの位置を変更してもらいたい。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>県道 22 号線（県道倉吉青谷線、以下「県道」という。）の湯梨浜町方地集落入口のミラーは、平成 26 年 9 月の沿道家屋の倒壊に伴う仮設防護柵の設置により、方地集落から県道に出る際の見通しが悪くなったとのご意見があり、設置したものです。</p> <p>このミラーに『横断歩道あり』の指示標識が映り込むとのことご意見は、平成 27 年 7 月に方地集落からいただいており、現地を確認し、倉吉警察署（横断歩道標識の管理者）と対応協議した結果、倉吉警察署に依頼し、7 月 31 日に指示標識が移設されました。</p> <p>今後とも道路の適切な維持管理に努めますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。（担当：県土整備局）</p>
<p>県営住宅において入居中の注意事項を守らない入居者がおり迷惑している。</p>	<p>東部生活環境事務所</p>	<p>県営住宅の管理を行っている鳥取県住宅供給公社では、平成 26 年 9 月に通報を受け、当該入居者が犬を飼育していることを確認したため、口頭で注意指導を行いました。</p> <p>その後も是正するよう再三指導したにもかかわらず、いまだに改善されない状況にあります。今回のご意見を踏まえ、迷惑行為として文書による是正指導、勧告を行い、当該入居者を指導します。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>むきばんだ史跡公園での教育旅行について提案があります。</p>	<p>文化財課</p>	<p>教育旅行等の誘致に限らずむきばんだ史跡公園では、園内の整備及び体験メニューの充実について来園者の声を聞きながら見直し等を行っているところです。今後ともいただいたご意見も参考にしながら、来園者の皆様にとって満足度の高い史跡公園となるよう取組みます。</p> <p>なお、県立むきばんだ史跡公園では、従前から教育旅行（学校の修学旅行のみならず様々な校外研修、遠足、幼稚園・保育園の園外活動など）の誘致は重要と考えており、西部地域を始め、幼・保、小・中学校を訪問しての来場勧誘活動や東部、中部地区小中学校校長会においても、利用を促進するための活動を展開しています。</p> <p>また、当園職員に対し、教育旅行を受け入れる際に必要な知識や技術等の習得を図っています。</p> <p>さらには、平成 27 年度新たに設立された「鳥取県教育旅行誘致協議会」にむきばんだ史跡公園も参加し、県の各観光関係機関と協力し、新たな教育旅行誘致に向けた取組みも始めました。8 月には千葉県木更津の大型ショッピングモールで観光 PR 活動を、9 月には関西本部において教育旅行誘致に係るプレゼンテーションを行います。</p> <p>今後とも、来園者に提供するサービスの充実と併せ、積極的な誘致活動により教育旅行での利用促進、ひいては観光利用の促進に努めます。</p>
<p>米子市で行われている工場増設に係る工事により道路が掘削されるなどしているが、安全に問題がある。</p>	<p>県民課</p>	<p>造成工事に伴う道路の掘削に関するご意見については、当該道路を所管している米子市にお伝えしたところ、次のとおり回答がありました。</p> <p><米子市からの回答></p> <p>この度は、情報を提供していただき、ありがとうございました。</p> <p>当該工事は、以前酒造会社が造成工事を行った付近で行われた別の造成工事でした。</p> <p>当初、当該工事は民有地内で行われるため市道への影響はないということでしたが、施工業者に確認したところ、無断で市道を掘削したことの確認が取れました。</p> <p>掘削された場所は既に復旧されていたので、施工業者へは、無断工事に対する嚴重注意及びカラーコーンの即時撤去を指示しました。</p>
<p>ホームページに記載されている通行規制情報の「県道〇〇線」等の路線名はナビゲーションなどで検索できず、不通、迂回区間が分かりにくいので、路線名に地名や交差点名を付加していただくよう改善願う。</p>	<p>道路企画課</p>	<p>ご意見をいただいた道路の通行規制に係る情報については、路線名だけでなく交差点名とその所在する市町村名などをできる限り付記するよう努めているところです。</p> <p>しかし、ご案内できる交差点が付近にない場合などは、やむを得ず地名のみを発信しています。今度とも、できる限り分かりやすい地名でご案内するよう努めますので、ご理解ください。</p> <p>なお、いただいたご意見の趣旨を踏まえ、規制箇所が地図上でも確認しやすいよう、県ホームページの「災害・異常気象等による通行規制情報」の欄に、とっとり Web マップへのリンクを追加しました。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>(1) パスポート申請用写真について、鳥取県は審査が厳しく、スピード写真では審査が通らないと言われたが、自治体によって審査に差があるのか。また、特定の写真店をあっせんすることは問題である。</p> <p>(2) 職員は名札を付けるべきではないか。</p>	<p>交流推進課</p>	<p>(1) 当県では、パスポート申請の際に提出していただいた書類については、外務省が示す基準に沿って審査をしています。</p> <p>審査基準は全国一律で、自治体ごとに内容が異なるということはありません。</p> <p>10 年又は 5 年間使用されるパスポートですので、お客様に不利益が生じないよう慎重に審査していますが、誤解を招く発言があったことをお詫びします。</p> <p>なお、スピード写真であることを理由に審査が通らないということはありません。</p> <p>ただし、パスポート申請用写真には規格が定められていますので、撮影された写真が規格に合わない場合は撮り直しをお願いしています。また、お持ちいただいた写真を旅券冊子に転写する際に、その写真がハレーション（光の散らばり）をおこす場合も撮り直しをお願いすることがあります。</p> <p>西部パスポートセンターに確認したところ、スピード写真の場合に撮り直しを要することが多いため、写真をお持ちでないお客様に対しては、写真店での撮影を勧めていたとのことでした。</p> <p>また、特定の写真店を勧めたのは、あくまでも窓口業務で得た経験則に基づいて行ったものですが、公の窓口として不適切な対応でした。</p> <p>(2) パスポートセンターの職員には名札の着用を義務付けていますが、西部パスポートセンターでは付けていないことが常態化していました。お客様に責任をもって対応するため、再度、名札の着用を徹底しました。</p> <p>当県では、旅券発給業務の一部を外部委託していることから、今回の職員の対応については、委託事業者を通じて厳重に注意を行いました。併せて、各パスポートセンターに情報共有の上、不適切な対応がないか点検をするよう指示しました。</p> <p>今回いただいたご意見を踏まえ、パスポートセンターの業務の一層の改善に努めます。</p>
<p>三朝町加谷川で行われている工事に際し、注意喚起のための回転灯が設置されていないため危険である。また、工事の案内看板を手前に設置してほしい。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>平成 27 年 9 月 14 日に、次のとおり対応しました。</p> <p>○パトライト(回転灯)については、電源が切れていたため入れ直し、点灯を確認した。</p> <p>○工事予告看板については、これまでは 100 メートル手前のみ設置していたが、200 メートル手前にも設置した。</p> <p>(担当：県土整備局)</p>
<p>鳥取県・鳥取環境大学連携講座において、参加の申し込み方法に郵送という選択肢があるにもかかわらず、チラシに送付先が記載されていない。</p>	<p>消費生活センター</p>	<p>ご指摘のとおり、鳥取環境大学で実施する「くらしの経済・法律講座」のチラシにおいて、申込方法として郵送も選択肢のひとつとしながら、申込み先住所の記載がなかったことは、確認不足によるものであり、ご迷惑をおかけしたことをお詫びします。</p> <p>今後はこのようなことがないように十分注意します。</p>
<p>八頭町米岡地内の丁字路付近の歩道に安全対策を措置すべき。</p>	<p>八頭県土整備事務所</p>	<p>事故の再発防止のため、警察と相談しながら必要な安全対策を講じます。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>くらし若者仕事ぶらざにおいて受付で申し込み後、相談に応じてもらうまでに時間が掛かったことに疑問が残る。</p>	<p>就業支援課</p>	<p>くらし若者仕事ぶらざは、国と県が連携を取りながら、求職者の方へのきめ細かな就業支援をワンストップで行う機関として設置しています。</p> <p>寄せられたご意見について、当日受付を担当していたハローワークの職員及びハローワークを管轄する鳥取労働局にお伝えしたところ、鳥取労働局から次のとおり回答がありました。</p> <p>なお、県においても、くらし若者仕事ぶらざの来訪者が気持ちよく御相談していただけるよう、国と協力、連携を取りながらきめ細かな就業支援を行っていきたいと思います。</p> <p><鳥取労働局からの回答></p> <p>この度は、くらし若者仕事ぶらざのご利用に当たり、大変不快な思いをされたことについてお詫びいたします。</p> <p>当日担当した職員から次以のとおりの状況を確認しました。</p> <p>通常正午から午後1時までは職員が交替で昼休憩を取っています。当日は、貴方様のほかに受付済みの来所者があり、その方の相談時間が15分程度必要と予想されたため、お待たせするのは申し訳ないと判断し、午後1時30分頃の再来をお願いしたとのことでした。</p> <p>くらし若者仕事ぶらざでは、正午から午後1時までの間も通常業務に心がけているところですが、今後はこの間も職員を複数体制とすることとし、迅速、丁寧な対応を心がけるよう担当職員を指導しましたので、今後とも、ご利用ください。</p>
<p>収容される犬猫を減らすためにも、県で啓発用パネルを作成し、貸し出しをしてほしい。</p>	<p>くらしの安心推進課</p>	<p>ご提案いただいた動物愛護の普及啓発用パネルを作成し、貸し出すこととしました。</p> <p>県としても、犬猫の収容数を減らすことが、殺処分数を減らすことにつながると考えており、県民への普及啓発などに引き続き取り組んでいきます。</p>
<p>鳥取市の湖山橋の交差点において、自転車と自動車何度々衝突しそうになるので、安全対策をしてほしい。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>現地を確認し、次のとおり対応します。</p> <p>1 自転車の速度抑制のため、歩道内にラバーポスト（柔らかいポール）を設置します。</p> <p>なお、点字ブロックの位置と自転車の転倒のおそれも考慮し、2本の設置とするものです。</p> <p>2 橋詰めにあるカーブミラーを調整します。</p> <p>カーブミラーの位置が高いことにより、自動車から見づらく、また角度が悪く歩道が映っていないことから、自動車と自転車の双方が視認できるように高さや角度を調整します。</p>
<p>国道180号道路維持管理工事に係る交通誘導員の行動に問題がある。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>ご意見をいただいた工事は、県が発注したトンネル修繕工事です。</p> <p>当該工事の請負業者に聞き取りをしたところ、たばこを吸いながら交通誘導していたことを確認しました。交通誘導中の喫煙は、安全面でも不適切な行為であり、請負業者に対し、作業中の喫煙はしないこと及び休息中に喫煙する場合には決められた場所に限られることを厳しく指導しました。</p> <p>今後、他の工事現場でもこのようなことがないよう、発注者として請負業者を指導します。（担当：米子県土整備局）</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>小学校の運動会の参加者が神社の駐車場に駐車したことにより参拝できなかった。非常識な行為であり、学校の管理徹底等を願う。</p>	<p>県民課</p>	<p>平成 27 年 9 月 16 日にお寄せいただいた小学校開催行事(運動会)による近隣施設駐車場への迷惑駐車に関するご意見について、当該小学校を所管している鳥取市にお伝えしたところ、次のとおり回答がありました。</p> <p><鳥取市からの回答></p> <p>平成 27 年 9 月 13 日は、宮ノ下校区体育会と宮ノ下小学校との合同運動会が開催されており、多くの住民が参加されていきました。</p> <p>自家用車の駐車については、事前案内・プログラムに明記し、周辺に迷惑をかけないように注意喚起をしていたところでしたが、宇部神社を参拝される方にご迷惑をおかけすることになってしまい大変申し訳ありませんでした。ご指摘いただいた内容を主催者へ伝え、再度、徹底改善の方策を図るよう指導しました。</p>
<p>公文書館であった戦後 70 年の企画展はパネル展示主体で小規模だった。以前の様な見応えのある展示をやってほしい。</p>	<p>政策法務課</p>	<p>平成 27 年度は戦後 70 年に当たることから、戦争の記憶を次世代に継承することを目的として「子どもたちの戦闘配置～学童集団疎開と満蒙開拓青少年義勇軍」をテーマに、東・中・西部の 3 か所で、講座とパネル展示を行うこととしました。</p> <p>なお、12 月 12 日(土)には鳥取県立博物館において、「神戸からの学童集団疎開について」の講座を開催する予定ですので、是非お越しいただければと思います。</p> <p>今回のご意見も参考とさせていただきます、従来のような資料や写真などを用いた展示も企画していきたいと思っておりますので、ご理解ください。</p>
<p>県道鳥取国府岩美線の十王峠付近に「大型車両通行不能」の看板があるが、峠付近で U ターンする車両があるのでもう少し事前に知らせる必要があるのではないか。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>ご指摘いただきましたとおり、当該路線は見通しが悪く、すれ違いも困難であることから、現在の看板より更に手前の交差点等の数か所に、「この先 十王峠は通り抜け困難」の注意看板を設置します。</p>
<p>鳥取市内の歩道に灰皿スタンドが設置してあるが、副流煙を歩行者が吸い込むので撤去するよう指導してほしい。また、灰皿スタンドと一緒にベンチも置いてあるが、道路占用許可はされているのか。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>末広温泉町については、ご意見をいただいたその日のうちに訪問し、灰皿スタンド及びベンチの撤去を指導し、その場で撤去するのを確認しました。</p> <p>鳥取駅前のホテル横の店舗については、灰皿スタンドが民地に置いてあるため、道路管理者としては撤去指導できませんが、ご意見をお伝えしました。</p> <p>今後も引き続き現場の状況を注視していきます。</p>
<p>県道 47 号線、米子市旗ヶ崎地内の車道と歩道の間が大きく沈み危険であることから対処すべき。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>米子市旗ヶ崎地内の県道米子境港線(内浜産業道路)に面した店舗「ラ・ムー」への出入り口について現地確認を行った結果、ご指摘のとおり歩道と車道の間が大きく窪み、低くなっていました。このままの状態では車の出入りに支障があるので、早急に修繕します。(担当：米子県土整備局)</p>
<p>東日本大震災で被災した漁業者に県内で使用しなくなった漁船を提供する仕組みを検討してほしい。併せて、輸送費等の支援を検討してほしい。</p>	<p>水産課</p>	<p>漁協を通して県内の不用漁船の状況を把握しておき、福島県等から中古漁船が必要との要請があれば、斡旋していくこととします。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>県庁避難訓練において、車で県庁駐車場に入ろうとしたところ、入口で警備員に車を止められたが、交差点内に車を止めさせるのは大変危険だ。また、通行車両に対しては、看板などにより事前に通告しておくべきだ。</p>	<p>総務課</p>	<p>当日、県庁構内に進入しようとする車に対しては、交差点内で止めるのではなく、一旦、県庁構内に入っただき、安全を確保した上で、運転手の方へ臨時の入口をご案内し、Uターンをしていただくよう誘導すべきでした。</p> <p>平成 28 年度以降に開催する難訓練においては、適切に誘導ができるよう警備員への事前指導を徹底するとともに、来庁車両は、県庁構内に誘導の上、運転手の方に通行規制のチラシを配り、迂回路を案内するなどの対応を行います。</p>
<p>県道 291 号線末広通りに面している店舗が歩道に看板などを出しており、強制代執行すべき。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>いただいたご意見をご指摘のあった店舗に伝えるとともに、撤去指導の文書を手渡しました。</p> <p>なお、当該店舗以外にものぼり旗等を設置している店舗があったことから、撤去指導を行い、その場で撤去していただきました。</p> <p>また、何度か訪問するものの、シャッターが閉められている店舗もありますので、今後も定期的にパトロール等を行い現場の状況等を把握するとともに、地元関係者とも協力して指導します。</p>
<p>とっとり賀露かっこ館の展示室「松葉がに牧場」の出口の高さが低く、頭を強打した。他にもこのような人がいると思うので改善してはどうか。</p>	<p>水産課</p>	<p>「松葉がに牧場」のメインの出入口は、バックヤードカウンター側に設けており、十分な高ささと幅を確保しながらも、「松葉がに牧場」内の暗がり維持できるよう演出しています。</p> <p>このたびご指摘のあった「出口」はメインの出入口ではなく、子どもたちの好奇心を高めるための工夫として、松葉がにが生息している深海のイメージを持ちやすいよう、意図的に高さを抑えて幅も狭くしています。</p> <p>しかし、当該出口を利用する大人のお客様もありますので、お客様に怪我が無いよう「出口」部分に頭上注意の看板及び LED 灯を新たに設置して注意を促すとともに、緩衝材を増やし、万が一接触された方に怪我のないよう対応しました。</p>
<p>県のホームページにおいて、平成 27 年中に施行した条例を確認できるようにしてほしい。</p>	<p>政策法務課</p>	<p>ご意見を受け、鳥取県例規検索システムに更新情報のページを設け、更新された条例の施行期日を掲載するために、システムの改修を業者に依頼しており、鳥取県議会平成 27 年 11 月定例会で可決された条例から掲載できればと考えています。</p> <p>今後とも、利用しやすいシステムとなるよう心がけます。</p> <p>○鳥取県例規検索システム <http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_menu.html></p>
<p>コカ・コーラウエストスポーツパーク（布勢総合運動公園）駐車場の照明の支柱が傾いているので、早急に対応願う。前にも同様のことがあったことから、何らかの対策をすべき。</p>	<p>緑豊かな自然課</p>	<p>ご連絡いただいた平成 28 年 3 月 31 日に現場を確認し、応急対応として同年 4 月 4 日に照明支柱が倒壊しないよう損傷部分を切断撤去しました。</p> <p>再発防止に向け、照明ポールの前面に衝突防止のためのクッションドラム等の設置を検討しています。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの（予算に反映したものを除く）【平成 27 年度】

意見の概要	担当所属	回答内容
<p>狂犬病予防注射会場で、迷子札着用の呼びかけ等を行ってもらいたい。また、迷い犬猫情報、犬猫譲渡情報を掲載した県のホームページに係る情報を記載したチラシなどを作成し、配布してほしい。</p>	<p>くらしの安心推進課</p>	<p>当県は、平成 28 年 1 月に県内 3 か所で開催された狂犬病予防注射の関係機関調整会議において、次の項目について実施いただくよう各市町村に協力を依頼したところです。</p> <p>(1)平成 28 年度に実施する集合注射の会場において、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着が義務であることの指導及び迷子札装着についての呼びかけ</p> <p>(2)迷子犬猫の連絡先カードの配布</p> <p>このたびのご意見を受け、県は、市町村に対して、改めて文書によりこれらの協力を依頼するとともに、保護捜索ホームページを紹介するチラシの配布についても協力を依頼します。</p> <p>なお、迷子札の販売については、集合注射を実施する市町村にお伝えします。</p>
<p>県道 47 号米子境港線の中央分離帯にある街灯の修理について申し入れるが、対応されない。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>平成 27 年 12 月 12 日に、電気を安定的に流すための安定器や照明灯を自動的に点灯させるための自動点滅器など、原因となる要素の機材を取替えました。</p> <p>その後、ご指摘いただいたとおり、平成 28 年 1 月 27 日に再度不点灯となっていたことから、ブレーカーを上げて復旧させました。</p> <p>しかしながら、雨が降ると再度ブレーカーが落ちてしまうため、電気配線が腐食していることが原因ではないかと考え、配線を交換し、同年 2 月 16 日に復旧しました。（担当：米子県土整備局）</p>
<p>動物愛護週間におけるイベントとして、東・中・西部の収容施設を開放し、写真展や譲渡対象の犬猫を見てもらってはどうか。併せて、現状を知ってもらうために職員の話聞く場を設定してはどうか。</p>	<p>くらしの安心推進課</p>	<p>県内の犬管理所には収容・飼養に必要な最小限のスペースしかなく、駐車スペースも限られることから、一般の方が大勢来られた場合に対応することができない状況にあります。</p> <p>このため、当県施設においては、ご提案いただいたような形での取組は難しいので、公益財団法人動物臨床医学研究所が設置した「人と動物の未来センター”アミティエ”」に動物愛護週間のイベントの実施をお願いしているところです。</p> <p>ただし、西部地区の犬管理所は、西部総合事務所福祉保健局の敷地内に設置されており、福祉保健局の駐車場や建物が利用できるため、平成 28 年度の収容施設の開放を検討します。</p> <p>また、動物に興味のない方への啓発も重要であるため、一般の方が広く集まる場所（図書館等）での啓発事業も行っていく予定です。</p>